

会社法の改正に伴う自主規制規則の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、株式等売渡請求制度及び監査等委員会設置会社制度が創設されることなどに伴い、自主規制規則の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「規則」という。）及び「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「細則」という。）の一部改正

① 株式等売渡請求について、次の場合には、遅滞なく、本協会に報告（開示）しなければならないこととする。

イ 特別支配株主が発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 2 (14) の 2）

ロ 発行会社が株式等売渡請求に係る承認又は不承認についての決定をした場合

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 1 (40)）

② 発行会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得についての決定をした場合には、遅滞なく、本協会に報告（開示）しなければならないこととする。

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 1 (39)）

③ 特別支配株主がグリーンシート銘柄等に係る株式の全部を取得する場合には、当該グリーンシート銘柄等の指定取消事由に該当することとする。

（規則第 36 条第 5 項第 10 号の 2）

(2) その他

○ 「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改めるほか、会社の機関として監査等委員会設置会社が加わることに伴う規定の整備など、会社法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

（「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則等）

3. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先
 - ・ グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則
 - ・ グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則
 - … エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03－3667－8481）
 - ・ 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則
 - ・ 株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
 - … エクイティ市場部（企画担当）（Tel：03－3667－8647）
 - ・ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則
 - … 規律審査部（Tel：03－3667－8475）



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

資料 2

平成26年度 協会員に対する監査結果

平成27年 4月22日
日本証券業協会

1. 実施状況

- 協会員132先（会員84社、特別会員48機関）に対し監査を実施。
（このうち、会員6社については、特別監査室による監査。）

2. 監査結果

① 監査結果通知先

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）

うち、32先（会員23社、特別会員9機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 指摘の主な内容

➤ 法令違反

（会 員） 自己資本規制比率の算出誤り、顧客分別金の信託不足

（特別会員） 契約締結前交付書面の未交付

➤ 諸規則違反

（会 員） 注文管理体制に係る不備

（特別会員） 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備

＊ 法令・諸規則違反等の指摘に、重大な違反や悪質なものは認められなかった。

1. 法令違反【会員】

- 自己資本規制比率の算出誤り
 - 保有する一の銘柄の時価額が全ての保有有価証券の時価額の20%を超えている場合は、超過額に対してリスクを加算する必要があるところ、日本取引所グループ株式の保有額が保有有価証券の時価額の20%を超えていたにもかかわらず、市場リスク相当額を加算していなかった。
- 顧客分別金の信託不足
 - 上場先物・オプション取引に係る顧客から受け入れた現金証拠金について、取引所に直接預託していない金額を顧客分別金の対象としていなかったため、顧客分別金の信託不足が発生。

2. 規則違反【会員】

- 注文管理体制に係る不備
 - 大阪取引所の市場デリバティブ取引の受付制限値を超過する値でハードリミットを設定していたため、ハードリミットが機能していなかった。

1. 法令違反 【特別会員】

- 契約締結前交付書面の未交付
 - 契約締結前交付書面を交付することなく、顧客の有価証券取引口座を開設した。

2. 規則違反 【特別会員】

- 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備
 - 役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、法令で禁止されている投機的利益の追求を目的とした売買を把握するための手続きを定めていなかった。

（１）会員に対する監査

実 施 状 況	平成 26 年度	【参考】平成25年度
① 監査実施先数	84 社	87 社
うち取引所との合同検査	31 社	28 社
うち協会の単独監査	53 社	59 社
うち特別監査等	6 社	7 社
② 1 先平均の監査日数	7.2 日	6.2 日
（ 1 先当たりの監査日数）	（ 3～14 日）	（ 3 ～18 日）
③ 1 先平均の監査人員	4.0 人	3.9 人
（ 1 先当たりの監査人員）	（ 3～12 人）	（ 3 ～13 人）

- 「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出。

（２）特別会員に対する監査

実 施 状 況	平成26年度	【参考】平成25年度
① 監査実施先数	48 機関	53 機関
② 1 先平均の監査日数	5.3 日	5.5 日
（ 1 先当たりの監査日数）	（ 3～10 日）	（ 3～13 日）
③ 1 先平均の監査人員	3.7 人	3.8 人
（ 1 先当たりの監査人員）	（ 2～7 人）	（ 3 ～ 7 人）

監査結果【26年度に監査結果通知書を交付したもの】

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。



（１）会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	平成26年度	【参考】平成25年度
結果通知先数	78 社	91 社
（うち法令諸規則違反等を指摘した先）	（ 23 社 ）	（ 27 社 ）

（２）会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	平成26年度	【参考】平成25年度
法令違反の指摘件数	15 件	16 件
① 自己資本規制比率の算出誤り	5	4
② 顧客分別金の信託不足	2	1
③ 業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備	2	0
④ 業務に関する帳簿書類の未作成	1	3
⑤ 空売り規制に係る不備	1	2
⑥ 取引時確認に係る不備	1	1
⑦ 信用取引を行うことを明示しない取引 （差金決済取引）	1	1
⑧ 契約締結時交付書面の未交付	1	0
⑨ 業務方法書等の未届出	1	0

（注） 平成25年度は、上記のほか、法令違反として、最良執行方針に係る不備（１件）、契約締結前交付書面の交付不備（１件）等。

（３）会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	平成26年度	【参考】平成25年度
諸規則違反の指摘件数	9 件	11 件
① 注文管理体制に係る不備	4	5
② 個人情報の管理不備	2	1
③ 反社情報照会システムへの未照会	1	0
④ 勧誘開始基準に反した勧誘	1	0
⑤ グリーンシート銘柄審査態勢等の不備	1	0

（注） 平成25年度は、上記のほか、諸規則違反として、不公正取引防止のための売買管理体制に係る不備（4件）、顧客管理に係る不備（1件）。

（４）会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	平成26年度	【参考】平成25年度
内部管理態勢の不備の指摘件数	14 件	28 件
① 法人関係情報の管理に係るもの	4	2
② システムリスク管理に係るもの	3	6
③ なりすまし取引の疑われる口座の管理に係るもの	2	1
④ 注文管理体制に係るもの	1	3
⑤ 投資信託の勧誘時の説明に係るもの	1	0
⑥ 投資信託の乗換え等の管理態勢に係るもの	1	0
⑦ 内部管理態勢全般に係るもの	1	0
⑧ 情報セキュリティ管理に係るもの	1	0

（注） 平成25年度は、上記のほか、内部管理態勢の不備として、売買管理・内部者取引管理に係るもの（６件）、社内検査に係るもの（２件）等。

監査結果【26年度に監査結果通知書を交付したもの】

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。

（５）特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	平成26年度	【参考】平成25年度
結果通知先数	47 機関	56 機関
（うち法令諸規則違反等を指摘した先）	（ 9 機関 ）	（ 7 機関 ）

（６）特別会員の法令・諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	平成26年度	【参考】平成25年度
法令違反の指摘件数	1 件	0 件
○ 契約締結前交付書面の未交付	1	0
諸規則違反の指摘件数	7 件	7 件
① 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備	5	7
② 契約締結時交付書面の交付方法に係る不備	1	0
③ 広告審査に係る不備	1	0

監査結果【26年度に監査結果通知書を交付したもの】
協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。

（7）特別会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	平成26年度	【参考】平成25年度
内部管理態勢の不備の指摘件数	4 件	0 件
① 高齢顧客取引のモニタリングに係るもの	1	0
② 顧客管理態勢に係るもの	1	0
③ 顧客カード等の共有化に係るもの	1	0
④ なりすまし取引の疑われる口座の管理に係るもの	1	0

参 考 1

平成27年 4 月 22 日
日 本 証 券 業 協 会

平成26年度の協会員に対する監査結果について

1. 実施状況

協会員132先（会員84社、特別会員48機関）に対し監査を実施。このうち、会員 6 社については、特別監査室による監査。

2. 監査結果

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。このうち、32先（会員23社、特別会員 9 機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘。指摘の内容を見ると、法令違反では、自己資本規制比率の算出誤りや、顧客分別金の信託不足が認められたほか、協会規則違反では、注文管理体制の不備が認められた。

なお、法令・諸規則違反等の指摘に、重大な違反や悪質なものは認められなかった。

3. 主な指摘事項

【会員】

○ 自己資本規制比率の算出誤り（法令違反）

保有する一の銘柄の時価額が全ての保有有価証券の時価額の20%を超えている場合は、超過額に対してリスクを加算する必要があるところ、日本取引所グループ株式の保有額が保有有価証券の時価額の20%を超えていたにもかかわらず、市場リスク相当額を加算していなかった。

○ 顧客分別金の信託不足（法令違反）

上場先物・オプション取引に係る顧客から受け入れた現金証拠金について、直接預託していない金額を顧客分別金の対象としていなかったため、顧客分別金の信託不足が発生。

○ 注文管理体制に係る不備（規則違反）

大阪取引所の市場デリバティブ取引の受付制限値を超過する値でハードリミットを設定していたため、ハードリミットが機能していなかった。

【特別会員】

○ 契約締結前交付書面の未交付（法令違反）

契約締結前交付書面を交付することなく、顧客の有価証券取引口座を開設した。

○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）

役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、法令で禁止されている投機的利益の追求を目的とした売買を把握するための手続きを定めていなかった。

以 上

参 考 2

平成26年度の協会員に対する監査結果について

平成27年4月22日

日 本 証 券 業 協 会

1. 実施状況【平成26年4月から同27年3月までに着手したもの】

協会員132先（会員84社、特別会員48機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況		平成26年度	【参考】 平成25年度
① 監査実施先数		84社	87社
	うち取引所との合同検査	31社	28社
	うち協会の単独監査	53先	59社
	うち特別監査等	6社	7社
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)		7.2日 (3～14日)	6.2日 (3～18日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)		4.0人 (3～12人)	3.9人 (3～13人)

- ・「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ・②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況		平成26年度	【参考】 平成25年度
① 監査実施先数		48機関	53機関
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)		5.3日 (3～10日)	5.5日 (3～13日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)		3.7人 (2～7人)	3.8人 (3～7人)

2. 監査結果【平成26年4月から同27年3月までに結果通知を交付したもの】

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成26年度	【参考】
		平成25年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	78社 (23社)	91社 (27社)
法令違反の指摘件数	15件	16件
① 自己資本規制比率の算出誤り	5	4
② 顧客分別金の信託不足	2	1
③ 業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備	2	0
④ 業務に関する帳簿書類の未作成	1	3
⑤ 空売り規制に係る不備	1	2
⑥ 取引時確認に係る不備	1	1
⑦ 信用取引を行うことを明示しない取引（差金決済取引）	1	1
⑧ 契約締結時交付書面の未交付	1	0
⑨ 業務方法書等の未届出	1	0
諸規則違反の指摘件数	9件	11件
① 注文管理体制に係る不備	4	5
② 個人情報の管理不備	2	1
③ 反社情報照会システムへの未照会	1	0
④ 勧誘開始基準に反した勧誘	1	0
⑤ グリーンシート銘柄審査態勢等の不備	1	0

内部管理態勢の不備の指摘件数	14件	28件
① 法人関係情報の管理に係るもの	4	2
② システムリスク管理に係るもの	3	6
③ なりすまし取引の疑われる口座の 管理に係るもの	2	1
④ 注文管理体制に係るもの	1	3
⑤ 投資信託の勧誘時の説明に係るもの	1	0
⑥ 投資信託の乗換え等の管理態勢に 係るもの	1	0
⑦ 内部管理態勢全般に係るもの	1	0
⑧ 情報セキュリティ管理に係るもの	1	0

※ 平成 25 年度は上記のほか、以下を指摘している。

- ・ 法令違反として、最良執行方針に係る不備（1 件）、契約締結前交付書面の交付不備（1 件）、個人情報の管理に係る不備（1 件）、取引時確認に係る不備（1 件）。
- ・ 諸規則違反として、不公正取引防止のための売買管理体制に係る不備（4 件）、顧客管理に係る不備（1 件）。
- ・ 内部管理態勢の不備として、売買管理・内部者取引管理に係るもの（6 件）、社内検査に係るもの（2 件）等。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成 2 6 年度	【参考】 平成 2 5 年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	4 7 機関 (9 機関)	5 6 機関 (7 機関)
法令違反の指摘件数	1 件	0 件
○ 契約締結前交付書面の未交付	1	0
諸規則違反の指摘件数	7 件	7 件
① 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備	5	7
② 契約締結時交付書面の交付方法に係る不備	1	0
③ 広告審査に係る不備	1	0
内部管理態勢の不備の指摘件数	4 件	0 件
① 高齢顧客取引のモニタリングに係るもの	1	0
② 顧客管理態勢に係るもの	1	0
③ 顧客カード等の共有化に係るもの	1	0
④ なりすまし取引の疑われる口座の管理に係るもの	1	0

顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめ

平成 27 年 4 月 21 日
日本証券業協会
顧客資産の分別管理に関する
外部監査等のあり方検討
ワーキング・グループ

顧客から預かった資産の保全は金融商品取引業にとって最重要業務の一つであり、分別管理が義務付けられているとともに、分別管理が確実に行われていることを確認するための公認会計士又は監査法人による外部監査（分別管理監査）が法令により規定されている。この制度は、導入されて以降、顧客資産の分別管理が確実に行われていることを毎年第三者が客観的に確認する手続きを行うことで、証券会社の信頼性の向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、その後の会計監査制度の充実や、公認会計士の役割の拡大、証券会社の取り扱う業務の多様化や、昨今発生した顧客資産の流用事件などを踏まえると、この制度の実効性を高めるために改善の余地がないか検討する必要があると考えられたことから、自主規制会議の付託を受け、本ワーキング・グループにおいて検討を行ったところである。

その結果、「分別管理監査については、その規則等に関し、証券業務の実態に即した見直しを行った上で、『法令遵守に関する検証業務』に統一することが望ましい」と自主規制会議に対して提言することとした。

この提言を取りまとめるに至った理由は次のとおりである。

分別管理監査の方法は、法令を受け、本協会の規則において「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」の2種類の方法を認めており、会員はそのいずれかを選択して分別管理監査を受けることになっている。

「法令遵守に関する検証業務」は、監査法人等から、分別管理監査の状況の適正性に係る総合的な結論を表明し、その結論に対して監査法人等による保証を付与する「保証業務」と整理され、一般的な「監査」の概念と一致する。また、監査法人等から、分別管理に関する内部統制上の改善点の指摘や効率性の観点からの助言など、分別管理に係る内部管理態勢の向上に資する効果が高いと考えられ、実務上のメリットも高いと考えられる。

「合意された手続業務」は、本協会が作成したチェックリスト等に基づき監査法人等が個別の項目ごとにチェックし、その結果を報告するものであり、分別管理の状況を確認するうえで一定の実効性はあると考えられ、分別管理の内部管理態勢の構築に寄与してきた。しかし、「合意された手続業務」は、その結果について監査法人等がその適正性に係る総合的な結論を表明し、保証を付与するものではなく、将来に向けて投資者の裾野を広げる観点から見れば、信頼性の付与の面で不十分であることは否めない。また、このような手続きが並存していることは投資者から見ても分かりにくい制度であると考えられる。

今後、これまで以上に分別管理監査制度の信頼性を高めるために証券業務の実態に即した見直しを行った上で「法令遵守に関する検証業務」に統一することが望ましいが、その実現に際しては、次の点について留意する必要がある。

① 監査制度の改正等の環境変化を踏まえた検討

平成 13 年の分別管理監査制度の導入時と比較し、証券会社の取り扱う業務の多様化、投資者の意識の変化、監査制度の改正、公認会計士に求められる役割の拡大・多様化など、環境は変化している。このような環境の変化を踏まえ、これまでの分別管理監査制度の導入後の実績を活かしつつ、「法令遵守に関する検証業務」を円滑に実施できるよう、本協会は、金融庁及び日本公認会計士協会、日本投資者保護基金とともに必要な規則等の見直しを行う。

② 証券会社の規模・業務内容に応じたコスト負担への配慮

現在の「合意された手続業務」については、精緻な手続きが実施されており、一定の実効性を発揮していると考えられ、その経験を十分に踏まえたうえで監査法人や公認会計士の保証に繋がる実務を確立すべきである。

また、「合意された手続業務」から「法令遵守に関する検証業務」への移行にあたっては、例えば、小規模で複雑な業務を行っていない会員であって、内部統制が適正に構築されている場合には、追加的なコストは限定的であると期待される。

なお、本協会としてもこのために必要な制度整備を行うとともに、日本公認会計士協会との意思疎通を一層向上させ、この外部監査制度が実効的・効率的に進められるよう努めるべきである。

③ 投資者への開示のあり方についての検討

「法令遵守に関する検証業務」は、監査法人等から、分別管理監査の状況の適正性について総合的な結論が出され、その結論に対して監査法人等による信頼性が付与される手続きであり、その結果について、投資者に適切な開示が行われるよう関係規則等を見直すべきであると考ええる。

また、財務諸表監査を受検することは、会計面からの適切な内部管理態勢の構築に資すると考えられることから、将来的には全ての会員が受検するよう取り組むことが望ましい。

なお、一部の委員からは、行政の検査や本協会の監査を受けていれば合意された手続業務で十分ではないか、特定の会員に外部監査の受検を勧告する制度の再検討又は本協会が行う監査の更なる拡充についての検討をすべきではないか、コストの増加は最終的に投資者に転嫁され市場全体の縮減につながるのではないかとして反対意見が表明されたことを付言する。

以 上

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 の設置について

平成 26 年 5 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

証券会社は、顧客資産について厳格な分別管理を行うことが金融商品取引法において定められており、分別管理の状況については、年に 1 回以上監査法人又は公認会計士による監査を受けることが求められている。多くの証券会社は、当該分別管理監査の方法について、財務諸表監査を前提とした「法令遵守に関する検証業務」による方法により監査を受けているが、「合意された手続業務」による方法での監査も容認されている。

近年、多様な背景やビジネス・モデルを持つ証券会社が増加していることや、顧客資産の流用を行った事案が発生したことなどを踏まえると、顧客資産の分別管理監査を含めた外部監査の実施について、改善の余地がないか検討する必要があると考えられる。

については、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びにそれらの監査に関する開示のあり方について必要な検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 問題点の整理
- (2) 外部監査のあり方及び外部監査の開示のあり方
- (3) その他

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) 本ワーキング・グループは、会員の役職員及び有識者 10 名程度をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループの主査及び委員は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び関係する会議体に報告する。

4. 庶務の所管

本ワーキング・グループに関する庶務は、自主規制企画部が担当する。

以 上

参考 2

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」名簿

平成 26 年 7 月

日 本 証 券 業 協 会

主 査	川 村 雄 介 (大 和 総 研 副 理 事 長)	
公 益 委 員	小 暮 和 敏 (日 本 公 認 会 計 士 協 会 常 務 理 事)	公 認 会 計 士
〃	貞 廣 篤 典 (日 本 公 認 会 計 士 協 会 業 種 別 委 員 会 証 券 業 専 門 部 会 長)	公 認 会 計 士
〃	永 沢 裕 美 子 (Foster Forum 良 質 な 金 融 商 品 を 育 て る 会 事 務 局 長)	
〃	淵 田 康 之 (野 村 資 本 市 場 研 究 所 研 究 理 事)	
〃	蟹 江 洋 司 (日 本 投 資 者 保 護 基 金 専 務 理 事)	
会 員 委 員	井 上 毅 (コ ー ル ト ム ・ サ ッ ク ス 証 券 コ ン ト ロ ー ラ ー ス 本 部 長)	マ ネ ー ジ ン グ ・ デ ィ レ ク タ ー
〃	出 田 信 行 (大 熊 本 証 券 代 表 取 締 役 社 長)	
〃	小 林 正 浩 (明 和 証 券 代 表 取 締 役 社 長)	
〃	島 谷 治 郎 (島 大 証 券 代 表 取 締 役 社 長)	
〃	田 中 秀 和 (三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 常 務 取 締 役)	
〃	三 浦 聖 人 (三 豊 証 券 代 表 取 締 役 社 長)	
〃	宮 下 尚 人 (野 村 證 券 代 表 執 行 役)	
〃	森 中 寛 (光 証 券 代 表 取 締 役 社 長)	

以 上 14 名

(順 不 同 ・ 敬 称 略)

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 における審議経過

回 数	開 催 日	議 題
第1回	平成26年7月29日（火）	1. 本ワーキング・グループの設置の趣旨、検討すべきテーマについて 2. 外部監査の種類と相違点及び日証協監査について (1) 財務諸表監査と分別管理監査 (2) 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」 (3) 日証協監査 3. 分別管理監査について（日本公認会計士協会からのご説明）
第2回	平成26年9月2日（火）	1. 外部監査の現状について (1) 会員の外部監査（分別管理監査、財務諸表監査）の受検状況について (2) 諸外国との外部監査制度比較について (3) 他業態との外部監査制度比較について 2. 意見交換
第3回	平成26年10月31日（金）	1. 外部監査のあり方に関して寄せられた意見（メンバーズ・コメント）の状況について 2. 意見交換
第4回	平成26年11月28日（金）	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討（タタキ台） 2. 意見交換
第5回	平成26年12月26日（金）	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討（タタキ台） 2. 意見交換
第6回	平成27年1月30日（金）	1. 前回会合における議論について 2. 意見交換
第7回	平成27年3月4日（水）	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について（議論取りまとめ） 2. その他
第8回	平成27年3月20日（金）	○ 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について（議論取りまとめ）

金融商品取引法（抜粋）

（分別管理）

第四十三条の二

（略）

3 金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

金融商品取引業等に関する内閣府令（抜粋）

（分別管理監査）

第百四十二条 金融商品取引業者は、法第四十三条の二第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この条において「協会規則」という。））に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの）の定めるところにより、毎年一回以上定期的に、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 分別管理監査の基準及び手続に関する事項
- 二 分別管理監査の結果に係る報告に関する事項
- 三 金融商品取引業協会の会員が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は当該金融商品取引業協会の定款その他の規則に違反した場合の措置その他の当該会員の法第四十三条の二第一項及び第二項の規定による管理の状況について必要な措置に関する事項
- 四 協会規則の変更に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、分別管理監査の実施に関し必要な事項

3 次に掲げる者は、分別管理監査をすることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、法第四十三条の二第三項の規定による監査に係る業務をすることができない者
- 二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主（令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。）
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等
- 四 当該金融商品取引業者若しくは前二号に掲げる者から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 五 監査法人でその社員のうちに二号又は前号に掲げる者があるもの

**金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協
会の規則等を指定（抜粋）**

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）（次条において、「協会規則」という。）とする。

会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則（平

13. 11. 21）

（目 的）

第 1 条 この規則は、会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2第3項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。

（監査法人等による分別管理監査等）

第 2 条 会員は、金商法第43条の2第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年1回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第40号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（平成26年4月15日）」及び「業種別委員会研究報告第7号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』（平成26年4月15日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。

2 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書（次項において「分別管理監査等報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。

3 本協会は、分別管理監査等報告書において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する。

- 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合
- 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されていない場合

4 前項の改善指示を受けた会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。

（分別管理の実効性の確保に関する措置）

第 3 条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 1 自己資本規制比率が120%を下回った場合
分別管理に関する状況等の報告を求めること。
- 2 自己資本規制比率が100%を下回った場合

顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。

- 3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合

分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。

- 2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。
- 4 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。

（本規則の改正）

第4条 本協会は、本規則を改正しようとするときは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。

（そ の 他）

第5条 本協会は、本規則に定めるもののほか、分別管理監査等の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。